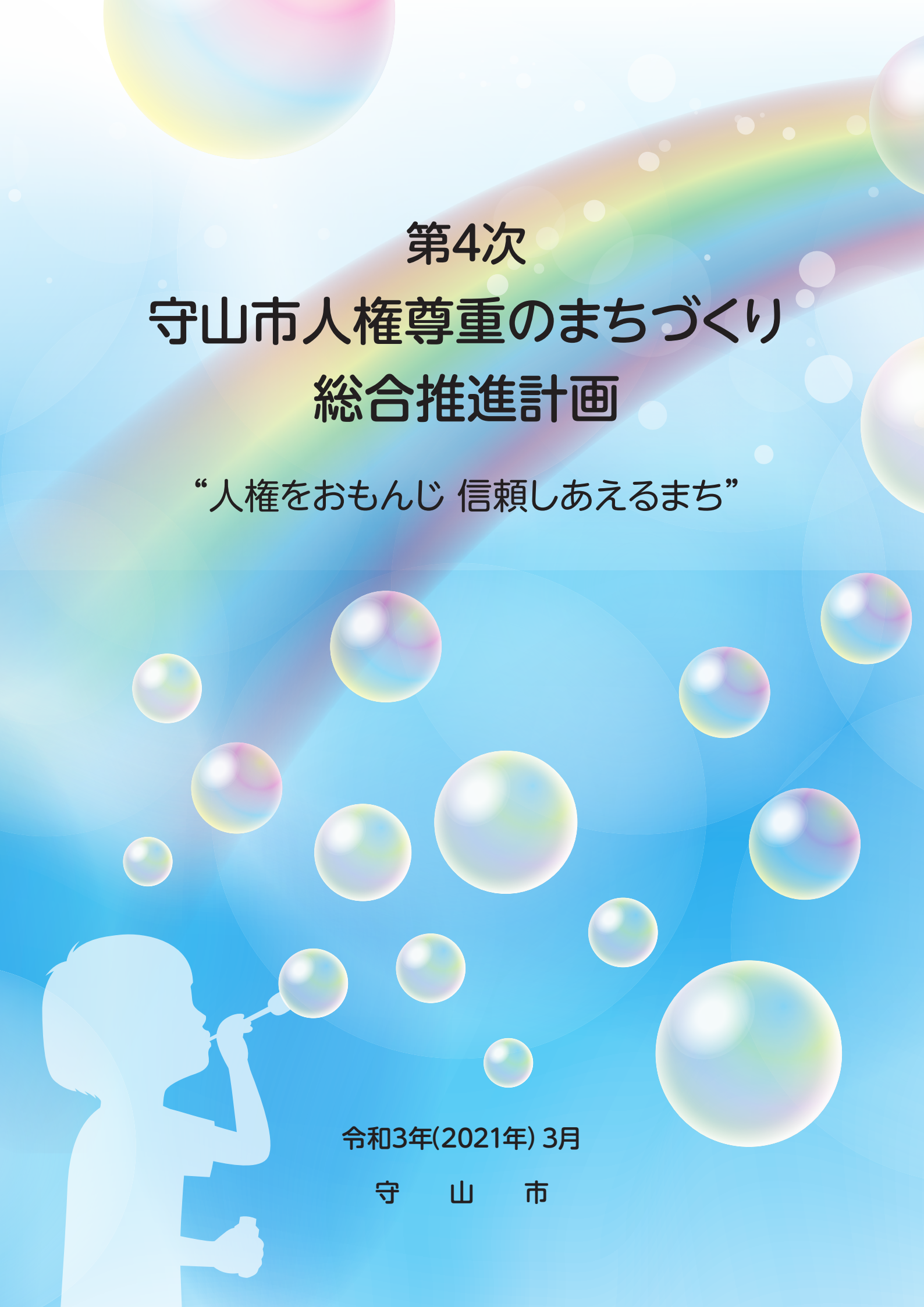




第4次 守山市人権尊重のまちづくり 総合推進計画

“人権をおもんじ 信頼しあえるまち”

令和3年(2021年) 3月

守 山 市

目 次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 計画の体系	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	6
2 基本目標	6

第3章 基本施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進	8
2 相談・支援体制の充実	9
3 人権尊重を基調とする総合施策の推進	10

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題	11
2 女性の人権	13
3 子どもの人権	15
4 障害者の人権	17
5 高齢者の人権	19
6 外国人の人権	21
7 患者の人権	23
8 性的指向・性自認等	23
9 インターネットによる人権侵害	25
10 その他の人権	26

第5章 計画の総合的な推進

1 推進体制	28
2 関係機関・団体との連携	28
3 計画の進行管理	28

計画推進の目標値一覧	29
------------------	----

用語の解説（文中に※印）	30
--------------------	----

= 資料編 =

守山市民憲章	35
守山市人権尊重都市宣言	35
守山市人権尊重のまちづくり条例	36
守山市人権尊重のまちづくり推進協議会設置要綱	37
守山市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿	39
人権問題に関する年表	40

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

「人権」とは、人間が生まれながらに持つ、自分らしく幸せに生きるために欠くことのできない基本的な権利であり、すべての人々に保障され、誰からも侵されることのないものです。この基本的人権の尊重は、「世界人権宣言」で初めて公式に認められ、「日本国憲法」の基本原理のひとつになっています。

守山市では、これまでに「世界人権宣言」と「日本国憲法」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない、明るく住みよい社会の実現を目指し、各種施策を行ってきました。

しかし、家庭・学校・地域社会等の社会生活において、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、患者等に関わる差別や偏見等の人権問題が依然として存在するとともに、インターネット上への差別書き込みや、性的指向・性自認^{※1}等に関する偏見、また各種ハラスメント^{※2}や新型コロナウイルス感染症に関連する差別等、新たな人権課題も発生しています。

2011年(平成23年)に策定した「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」が計画の期限を迎えたことから、今回、これまでの取組の評価と検証を行い、また、法令等の整備や新たな人権課題、さらには2019年(令和元年)に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査(以下、市民意識調査とする)の結果等を踏まえ、必要な見直しを行い、「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定するものです。

今後は、本計画に基づき、守山市人権尊重のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚と人権擁護をめざし、関係施策の総合的かつ効果的な実施に努めます。

2 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

1948年(昭和23年)、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という人権の基本的な考え方が国際的基準として示されました。

その後も国連は、1965年(昭和40年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1966年(昭和41年)に「国際人権規約」、1979年(昭和54年)に「女子に対

するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1989 年(平成元年)に「児童の権利に関する条約」、2006 年(平成 18 年)に「障害者の権利に関する条約」等多くの条約を採択し、人権尊重、差別撤廃に向けた国際的な取組を展開しています。

また、1994 年(平成 6 年)の第 49 回国際連合総会において、1995 年(平成 7 年)から 2004 年(平成 16 年)までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議と、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。この計画の終了を受けて、2005 年(平成 17 年)からは「人権教育のための世界計画^{※3}」が採択され、初等・中等教育をテーマとした第 1 フェーズ(段階)の取組が始まりました。現在は 2020 年(令和 2 年)から 2024 年(令和 6 年)までの第 4 フェーズとして、「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が始まっています。この第 4 フェーズでは、2015 年(平成 27 年)に国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標 4.7^{※4}と連携させることも盛り込んでいます。

(2) 国内における動向

わが国は、国連が決議した多くの人権関係条約に批准・加入し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた各種の人権施策を進めてきました。

1997 年(平成 9 年)には、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画が策定されました。その後、人権教育と人権啓発のより一層の充実を図るために、2000 年(平成 12 年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、2002 年(平成 14 年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2016 年(平成 28 年)4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)^{※5}」、同年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)^{※6}」、同年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)^{※7}」が相次いで施行されています。

また、2020 年（令和 2 年）には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が日本を含めた世界各地で広まりを見せ、その感染拡大に伴い、感染者や医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷、差別等の人権侵害が社会問題となっています。

（３）滋賀県内における動向

滋賀県では、国の「人権教育のための国連 10 年」の国内行動計画に基づき、1998 年（平成 10 年）に「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」が策定されました。1999 年（平成 11 年）には滋賀県人権施策推進懇話会が設置され、翌年に人権施策推進に向けた基本理念や推進体系等について提言がまとめられています。

この提言や、国内外における人権尊重の気運の高まりを踏まえて、2001 年（平成 13 年）に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されるとともに滋賀県人権施策推進本部が設置され、人権施策の推進体制が整えられました。

また、この条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るため、2003 年（平成 15 年）に「滋賀県人権施策基本方針」が策定されました。

その後、2004 年（平成 16 年）に「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定され、この計画の後継計画として 2011 年（平成 23 年）に「滋賀県人権施策推進計画」が策定されました。そして、2016 年（平成 28 年）に同計画の改訂版が作成され、県の人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図る行動計画として、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざした施策の推進が図られています。

（４）本市における動向

本市では、1995 年（平成 7 年）9 月に「守山市人権尊重都市宣言」を行い、1996 年（平成 8 年）7 月に「守山市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

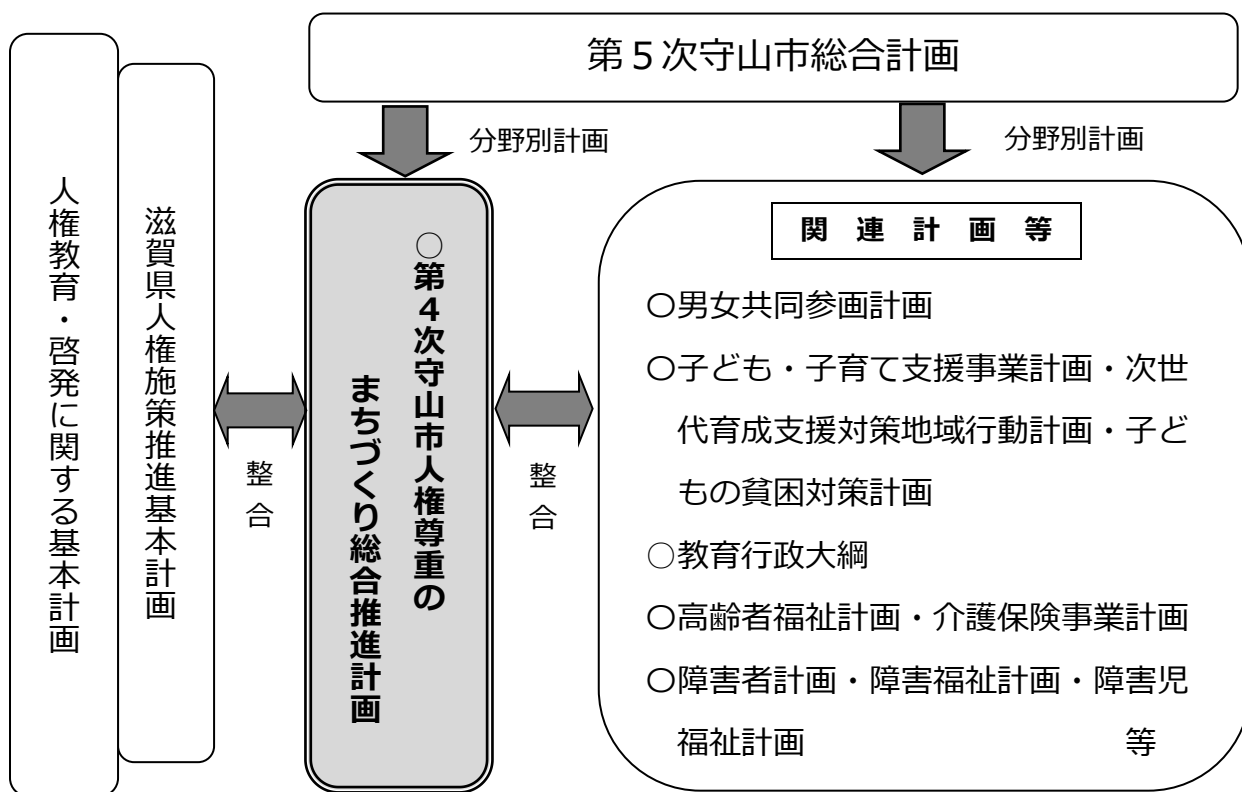
こうした宣言や条例に基づき、2011 年（平成 23 年）に「第 3 次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」を策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりの実現に向け、さまざまな人権施策の推進に総合的に取り組んできました。また、国において、2016 年（平成 28 年）に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、法律の周知や相談体制の充実に努めてまいりました。

今後も、条例の趣旨を踏まえ、市民意識調査の結果や社会情勢の変化等を見据えながら必要に応じて計画の見直しを行い、各種の人権施策を推進していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「守山市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、国および滋賀県が策定した関連計画並びに第5次守山市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。



4 計画の期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。なお、社会情勢や関連法制度の策定、見直し等を勘案して、令和7年度（2025年度）に中間見直しを行うこととします。

5 計画の体系

この計画は、次のような体系となっています。

【基本理念】

人権をおもんじ 信頼しあえるまち

～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～

【基本目標】

目標 1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

目標 2 人権を擁護するまちづくり

目標 3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

分野別施策（人権に関する分野ごとの施策）

1
同和問題

2
女性の人権

3
子どもの人権

4
障害者の人権

5
高齢者の人権

6
外国人の人権

7
患者の人権

8
性的指向・性自認等

9
インターネットによる人権侵害

10
その他の人権

基本施策

（全分野にわたる施策）

人権教育・人権啓発の推進

相談・支援体制の充実

人権尊重を基調とする総合施策の推進

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権をおもんじ 信頼しあえるまち

～人権を相互に認め合い 差別をなくし 人権を尊重するまちの実現～

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

本市は「守山市民憲章」の5項目のうちの1つとして「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」を掲げています。また、「守山人権尊重都市宣言」には、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに過ごせるまちの実現への願いが込められています。

このようなまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重する態度を養い、人権意識を高め、自ら差別をなくす行動をとる力を培うことにより、人と人との絆づくりの輪を広げていくことが大切です。

このことから、本計画が目指す守山の姿として「人権をおもんじ 信頼しあえるまち」を掲げ、「人権を相互に認めあい、差別をなくし、人権を尊重するまち」の実現に向けて市民一人ひとりが行動できるよう、取組を推進します。

2 基本目標

本計画では、「守山人権尊重のまちづくり条例」の制定趣旨の具現化をめざし、基本理念を実現するため、次の3つの目標を定め取り組みます。

【基本目標】

目標1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

目標2 人権を擁護するまちづくり

目標3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

基本目標 1 人権意識の高揚をめざすまちづくり

人権が尊重される豊かな社会の実現には、市民一人ひとりが「人権とは何か」「人権を侵害する差別はどのように生じているか」「人権が侵害されるとどのようなことが起こるのか」等について正しく理解する必要があります。そのための最も基本的な施策として「人権教育」と「人権啓発」の機会を拡充し、市民の人権意識の高揚を図ります。

基本目標 2 人権を擁護するまちづくり

人権侵害への速やかで適切な対応のために必要なのは、相談・支援体制を整えることと、相談窓口等の情報が提供されることです。

そのために、国や県、他市町、各種団体等の人権関係相談窓口と相互に連携をとるなか、相談・支援に関する制度の整備と、制度や相談窓口の周知を図り、人権擁護を推進します。

基本目標 3 人権を大切にし差別をしない、差別を許さないまちづくり

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、市民一人ひとりが自分自身の問題として向き合い、差別に気づき、自ら積極的に差別をなくす行動をとるよう、「差別をしない、差別を許さない」土壌づくりに、総合行政として取り組みます。

第3章 基本施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが、人権意識をもつことの大切さについて理解し、お互いの人権を尊重し、自ら「差別のない、明るく住みよい社会」を築いていこうとする姿勢を身につけることが大切です。そのためには、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の実態と市民意識の現状について正しく理解し、広く周知・啓発を行うことが必要です。

しかし、市民意識調査では、市や自治会等で開催する人権についての研修会に「参加したことがない」と回答した人が約5割で、年代別にみると、若い年代ほど参加率が低くなっているという結果でした。

このことから、人権教育・人権啓発の内容や方法に一層の工夫を加えて、若年層をはじめすべての年齢層に対して人権意識の浸透を図るとともに、市民の人権尊重に向けた主体的な活動を支援していくことが必要です。

また、感染症の流行等社会情勢により、集合研修や街頭啓発等が実施しづらい状況においては、代替手段の工夫も必要です。

(1) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発

家庭、地域、学校・園、企業での研修をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育と啓発を着実に推進します。

また、市民の自主的なグループやサークルの人権学習を支援し、市民主体の人権教育を推進します。

(2) 人との交流を通じて学ぶ人権教育

人権に関わるさまざまな問題の本質を理解するためには、その問題の当事者に学ぶことが重要です。市民一人ひとりが自らの人権についての認識を深めるとともに、さまざまな文化や多様性を認め合い、互いに交流し合うことから学ぶことが大切です。子どもたちをはじめすべての市民が、人権尊重について日常的に話しあい、学びあって人権意識を高めあう環境づくりを進めます。

(3) 学びを深める学習手法や内容の工夫

これまでの知識習得型の学習から、さらに気づきから行動に結びつく体験型・参加型による実践的学習へ発展することができるように教育・啓発の手法や内容について工夫を行い、対象者に合わせた学習機会の提供を進めます。

社会情勢等により、集合研修ができない場合は、啓発資料の配布や啓発動画の紹介を行う等代替の学習手段について適切な提案を行います。

また、人権感覚と実践力を備えたリーダー育成に努めるとともに、さまざまなところで進められる学習の機会において、効果的な教材配布や情報提供に努めます。

2 相談・支援体制の充実

本市では、人権擁護委員^{※8}による定期的な人権相談を実施しているほか、「女性・男性の悩み相談」、「DV相談」等さまざまな相談内容に応える相談窓口を開設しています。

しかし、市民意識調査では、人権侵害を受けたときの対応として、「黙ってがまんした」と回答した人が42.1%で最も多く、次いで「身近な人に相談した」が21.1%という結果でした。

この状況から、多くの人が相談窓口を知らない、あるいは知っていても利用しないことが課題となっており、各種相談窓口の情報を広報や市ホームページ等を活用し、悩みを抱える人たちに届くよう周知を図ることが必要です。

人権侵害が確認された場合は、関係機関や専門機関と連携しながら、相談者に寄り添った相談および支援に努めるとともに、近年、相談内容も多様化・複雑化していることから、相談員へ研修機会を提供する等資質の向上にも努めます。

(1) 相談窓口の周知

人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずにひとりで悩みを抱えることがないように、さまざまな機会や広報媒体を活用して、相談窓口のさらなる周知に努めます。

(2) 関係機関との連携

市内の個々の相談窓口で対応が困難な場合や、他の専門的な機関で対応することが適切な場合には、速やかに他の相談窓口や専門機関へつなげるよう連携を図ります。

(3) 相談員の資質の向上

人権侵害を受けている人からの相談は、複数の要因がからみあっている場合が多く、相談員には、それぞれの分野に関する専門的でかつ人権全般にわたる幅広い知識や人権尊重の視点を持つことが必要であり、研修会を実施する等相談員の資質の向上に努めます。

(4) 人権擁護関係委員等との連携の充実

人権擁護委員や人権擁護推進員^{※9}等、国や県の制度として本市に配置・設置されている各相談員との定期的な会議や研修会を開催し、相互の連携を図ります。

3 人権尊重を基調とする総合施策の推進

人が個人として尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むうえで欠くことのできないものです。人権に関わる施策は、それぞれの課題ごとに固有に取り組むべきものがありますが、それぞれの課題が複雑に絡み合っている場合は、問題がより深刻化する傾向があり、課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。

そのため、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、市政全般にわたって人権尊重の視点に立った施策の総合的な取組を推進します。

また、「差別をしない、差別を許さない」土壌づくりには、市民と協働し人権教育・人権啓発を進めるとともに、職員一人ひとりが人権感覚と実践力を身に付け、地域における先導的な役割を担っていくことが必要です。

(1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

人権を基本とする行政は、日常の業務はもちろんのことすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通して、「あらゆる人々の立場に立つ」、「自分自身の課題としてとらえる」、「すべての施策に関わりを持つ」の3つの人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。

(2) 個人情報保護（プライバシー保護）

マイナンバーの利用拡大や個人情報保護法の改正等、これまで以上に個人情報の厳格な取扱いが求められる中、「守山市個人情報保護条例」等に基づき、市民の基本的な人権を尊重し、市の保有する個人情報の保護に努めます。

(3) 職員の資質の向上・先導的役割の推進

市民の立場から施策や事業が推進できるよう今後とも継続して研修を実施するとともに、それぞれの地域においても職員が先導的役割を果たしていきます。

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

本市では、部落差別の実態がある限り、行政の責務として、同和問題の早期解決に向けて、総合行政として積極的に取り組むことを基本姿勢とし、住環境整備や人権教育・啓発等の各種事業を積極的に推進してきました。その結果、生活環境に対する物的な基盤整備については改善されましたが、誤った認識や偏見による部落差別がいまだに残っています。

全国的には、住民票等の不正取得行為による結婚・就職に関わる差別や全国の被差別地域を記載した書籍がインターネット上に掲載され差別情報や差別発言が拡散される事態が生じています。本市においても、賤称語を用いた誹謗中傷やえせ同和行為^{※10}が依然として発生しています。こうした問題の解決を目指し、2016年（平成28年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、相談体制の充実や教育・啓発の実施、部落差別の実態調査等の国・地方公共団体の責務が明示されました。

市民意識調査では、同和問題に関心がある人が24.6%と、他の分野の人権問題に比べて関心が低いという結果が出ています。

また、同和問題の解決に向けて、「私にできることからやっていきたい」と考える人の割合が24.3%と4人に1人程度にとどまっています。「何も触れずにそっとしておいたほうが自然と無くなってしまふ。取り立てて問題にすることで広がってしまふ」と考える人（32.0%）よりも少ないという結果でした。これは、そっとしておいても差別はなくなるならないということを表していると言えます。

こうしたことから、同和問題の解決には、市民が同和問題を自分事として考え、差別は絶対に許されないと認識すること、差別行動に直面したとき、それが差別であると見抜けること、そして差別をなくすために自ら進んで解決しようとする態度・実践力を身につけることが必要です。

そのための最も効果的な手段は、繰り返し正しい知識を身につけるとともに、差別問題に出会った時に、間違いを指摘できる力を育成することです。これまで積み上げてきた学校・園、地域、企業等における教育・啓発活動を発展的に継承し、より多くの市民が同和問題と正しく出会い正しく理解する学習の機会となるよう、内容や手法に工夫を凝らしながら、教育・啓発活動の一層の充実に努めることが求められています。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 学校・園における人権・同和教育の充実 学校・園においては、乳幼児・児童・生徒の実態やそれぞれの発達段階に応じた人権尊重の心を育むため、いじめや差別を許さない仲間づくり・人間関係の醸成や、偏見にとられないものの見方・考え方の育成に取り組めます。	学校教育課 保育幼稚園課
同和問題を正しく理解し、その解決に向けて主体的に行動する意識を高める教育の実践に向けて、『部落問題学習共通教材実践事例集』の研究および活用や、差別事件・事象の教材化を通して、教職員自身の研修の充実を図り、人権意識を高めます。	学校教育課
○ 地域における人権・同和教育の推進 同和問題の歴史や実態、市民意識調査結果から見える市民意識の現状を広く市民に周知し、解決に向けて主体的に行動する市民意識の高揚が図られるよう、地域に根差した取組を推進します。	人権政策課 地域総合センター
研修機会の充実、必要な資料の提供を通じて、同和問題について深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図ります。	人権政策課
○ 企業・事業所における人権意識の向上 企業訪問や市企業内人権教育推進協議会と連携した研修機会の提供等を通じて、各企業における人権同和问题学習を推進するとともに、公正な採用選考システムの徹底を図ります。	商工観光課 人権政策課
○ 市民に対する啓発活動の充実 - これまでの啓発活動で積み上げてきた成果と手法の評価および市民意識調査結果を踏まえて、あらゆる世代にあらゆる手段で啓発が行き届くよう、人権啓発を効果的に実施し、予断や偏見に基づく差別意識や被差別部落に対する忌避意識の解消に向けた取組を推進します。 - 部落差別解消推進法が制定された背景とともに法律についての周知を図り、関連施策の充実を図ります。	人権政策課 地域総合センター

○ えせ同和行為の排除 ・ えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、問題解決の大きな阻害要因となるものであり許されない行為であるとの認識のもと、現状の把握や遭遇した際の適切な対応方法についての情報提供を行うとともに、警察や大津地方法務局等関係機関と緊密な連携を保ち、徹底した排除に向けた取組を推進します。	人権政策課
○ 「事前登録型本人通知制度^{※11}」の周知・啓発 ・ 住民票の写しや戸籍謄抄本等の第三者への交付を、事前に登録された本人に通知する制度について周知に努め、不正請求の抑止と不正取得の早期発見を図ります。	市民課

2 女性の人権

(1) 現状と課題

女性の人権を尊重するためには、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、お互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現することが欠かせません。

本市では、「守山市男女共同参画推進条例」および「第3次守山市男女共同参画計画」に基づき、研修会等の開催による男女共同参画意識の向上や政策・方針決定過程への女性の参画拡大等、さまざまな取組を進めてきました。男女共同参画社会づくりの実現に向けた代表的な指標である審議会等の女性委員の登用率は、2019年度（令和元年度）末において36.4%で、5年前の2014年度（平成26年度）末の34.7%より1.7%増加しているものの、第3次で設定した目標値に達していません。

2019年度（令和元年度）の男女共同参画に関する市民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に「同感する」（「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計）割合が33.2%（前回値38.1%）と3割を超え、徐々に変化がみられるものの、男性では43.5%（前回値40.7%）と前回調査から3%程度増加しており、家庭生活や地域生活の場において、今なお、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。こうした現状は全国的な課題であり、性別による固定的な役割分担意識を解消し、あらゆる場面で男性も女性も個人の能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた意識改革を進めていくことが必要です。特に子どものころから性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が必要です。

また、前述の市民意識調査では、異性からの暴力について自分が直接被害を受けたことのある女性が、「セクシュアル・ハラスメント^{※12}」では13.0%、「ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※13}」では、9.8%でした。男性では、それぞれ、1.9%、2.3%となっており、女性のほうが男性より被害者が多いことがわかります。これまで、「女性・男性の悩み相談」をはじめとする各種相談窓口・相談体制の充実に努めてきましたが、さらに、相談窓口の認知度の向上や被害者の早期発見に努めるとともに、関係機関とのより一層の連携の強化を図る必要があります。

（２）施策の方向

施策の方向	担当課
○ 女性に対するあらゆる暴力防止の推進 ・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の身体的、性的、精神的なあらゆる暴力から女性を守るために、迅速で適切な対応が図れるよう、行政、警察、医療機関等の関係者による連携を図り、相談、保護、自立支援の取組を強化するとともに、暴力を許さない社会意識を高める啓発を行います。	こども家庭相談課 人権政策課
○ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・女性の意見があらゆる政策・方針決定過程に反映されるよう、女性の積極的な参画を促進するとともに、引き続き、審議会委員等の女性登用率の向上に向けて取り組みます。	人権政策課
○ 固定的な性別役割分担意識の解消 ・家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、男女平等・男女共同参画の意識が浸透するよう、啓発や学習機会の提供を行います。	人権政策課

3 子どもの人権

(1) 現状と課題

本市では、2020年（令和2年）3月に「子ども・子育て応援プラン 2020（子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画・子どもの貧困対策計画）」を策定し、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供や子どもと子育て家庭への支援の充実等、包括的な子ども子育て支援に取り組むとともに、教育分野では、2019年（令和元年）7月に「第2期守山市教育行政大綱」を策定し、「子どもの育ち連携」のもと、子どもの教育にかかる基本的事項を定め、施策を進めています。

しかし、少子化や核家族化、家族形態の多様化により、家庭や地域社会における子育ての難しさが進み、児童虐待や子どもの貧困の発生が問題となっています。

学校においては、SNS^{※14}の利用の増加に伴って、コミュニケーションがとりにくい状況等から子どもが加害者や被害者になり、いじめやトラブルに巻き込まれる事案も発生しています。また、いじめや不登校の早期発見・早期対応が求められており、児童生徒が相談しやすい環境づくりや、学校と家庭との連携が必要です。さらに、ネグレクト^{※15}傾向や養育力不足が疑われる家庭が増加しており、こうした家庭への対応の必要性が増しています。

市民意識調査では、「子どもに関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「子どもに食事を与えない」や「生まれてこなければよかったのに、と言う」、「子どもの前で配偶者に暴力をふるう」等、いわゆる「ネグレクト」や「心理的虐待」にあたる行為を特に問題だと考える回答が大半を占めているという結果が出ています。

また、2020年4月には、後を絶たない児童虐待問題への対応を強化するため、親権者などによる体罰を禁止する「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（改正児童虐待防止法）」が施行されました。

子どもが一人の人間として尊重され、個性が活かされるとともに、他人を思いやり命を大切にすることを育んでいくことが求められます。次世代を担う子ども達の権利が保障されるとともに、未来に向かい、夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できるよう支援していくことが重要です。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 幼児・児童等に対する虐待防止の推進 ・幼児・児童等への虐待の未然防止と早期発見に努め、学校・園、行政、医療機関等の連携を強化し、迅速に対応を行います。	こども家庭相談課 学校教育課

○ いじめ防止の推進 ・いじめを許さない集団づくりのため、一人ひとりの人権を尊重する意識や態度の育成をめざす教育を行うとともに、「守山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止や早期発見、被害者の心のケア、加害者の指導に努めます。	学校教育課
○ 不登校・学校不適應の児童・生徒に対する支援の充実 ・多様な要因から生じる不登校・学校不適應は、どの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、子どもの特徴や状況に応じて早期に対応し、支援を行います。また、支援する子どもの学習権を保障することにも努めます。 ・必要に応じて関係機関と連携し、支援を行うとともに、地域に対して、不登校・学校不適應の実情についての理解を深めるための啓発を行います。	学校教育課
○ 子どもの貧困対策の推進 ・すべての子どもが生まれ育った家庭の状況にかかわらず、未来への夢と希望を持ち、自立できる力を伸ばすために、経済的な支援のみならず、保健・福祉・教育分野等が連動し、切れ目のない支援を行うことにより子どもの貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。	健康福祉政策課 生活支援相談課 こども家庭相談課 学校教育課
○ 子どもの権利の普及・啓発の推進 ・子どもを一方的な保護対象としてではなく、子ども自身が自立する力を支えるとともに、独立した人格を持つ権利の主体として認識するような機運を醸成します。また、子どもの権利条約や改正児童虐待防止法の内容を踏まえ、子どもの権利が守られるよう教育関係者、保護者等を中心に子どもに関わるすべての人々に対して普及・啓発を図ります。	こども家庭相談課
○ 子育て支援の推進・充実 ・保育施設の充実をはじめ、社会全体で子育てを支えるネットワークづくりの充実を図ります。	こども政策課 保育幼稚園課
○ 子どもの意見が尊重される社会環境づくりの推進 ・次世代を担う子どもが夢や希望を持ち、いきいきと健やかに育っていくため、自らの意見を表明できる機会を提供します。また、人権尊重を基盤に置いて子どもの意見や思いを育てる場づくりを行います。	社会教育・文化振興課

4 障害者の人権

(1) 現状と課題

国においては、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、「障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業者や各行政機関等に義務づけられました。

県においては、2019年（令和元年）10月1日から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全部施行され、この条例により行政機関、民間事業者、個人のいずれにおいても「障害を理由とした差別の禁止」および「合理的配慮の提供」が義務づけられました。

また、本市では、「もりやま障害福祉プラン 2018（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」に基づき、「真の共生社会をめざして」を基本理念として、障害者が地域のなかで、地域の人々とともに支え合いながら自立した日常生活を送るとともに、その能力を十分に発揮できるような支援体制の充実等に取り組んできました。

しかし、道路、施設等に物理的障壁が残っているうえ、障害者に対する誤った認識や偏見からくる心理的差別も依然として存在しています。

「もりやま障害福祉プラン 2021」策定に係るアンケート調査では、日常生活において障害があるために、差別や偏見、疎外感を感じることがある障害者の割合が39.4%という結果が出ています。

市民意識調査では、障害者差別解消法の認知度が11.4%と低い結果でした。また、「障害者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、雇用に関する不利な扱いや家族、福祉施設によるネグレクトや虐待を特に問題だと考える回答が多くありました。

障害者への正しい理解と認識を深めるため、イベントや研修、パラスポーツ^{※16}等さまざまな機会を通じて、ノーマライゼーション^{※17}の理念や障害者差別解消法等の周知・啓発を継続していく必要があります。また、障害者が安心して生活できるまちづくりを推進するため、日中活動や住まいの場の確保、就労支援の促進、公共施設のバリアフリー化、相談窓口の充実、障害者団体や関係機関、事業所との連携の強化に努めていくことが重要です。さらに、障害者の立場や権利を守るため、虐待防止に関する啓発や虐待防止体制の構築を図るとともに、権利擁護や財産管理、成年後見制度^{※18}の相談・支援をしていくことも必要です。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 障害者に対する虐待防止の推進 ・ 障害者に対する虐待の未然防止と早期発見に努め、事案が発生した時には、そのケースに応じ、関係機関と連携して、迅速に対応を行います。 ・ 障害者に対する虐待防止に関する啓発に努めます。	障害福祉課
○ 権利擁護の充実 ・ 判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	障害福祉課
○ 障害を理由とする差別の解消 ・ 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、市民や事業者等に啓発を行い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。 ・ 障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例等、障害者の人権に関する法律等の周知に努めます。	障害福祉課 人権政策課
○ ユニバーサルデザイン^{※19}の促進 ・ ユニバーサルデザインの観点に立って、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という障壁を取り除き、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	障害福祉課 健康福祉政策課 建築課 道路河川課
○ 地域における生活支援 ・ 障害者が住みなれた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場の確保や充実を図ります。	障害福祉課
・ 障害者の社会的、経済的自立を促進するため、障害者の雇用の場の確保や就労支援を推進します。	障害福祉課 商工観光課
○ ノーマライゼーションの理念等の普及 ・ 障害者が地域社会で安心して生活するためには、地域住民がノーマライゼーションの理念に基づき、障害者について正しく理解することが不可欠であり、その理念等について普及・啓発を行います。	障害福祉課
・ パラスポーツを通じた障害者との交流や、障害者に対する正しい理解の促進に努めます。	障害福祉課 スポーツ振興課

5 高齢者の人権

(1) 現状と課題

国においては、今後も超高齢社会が進展する中、2025 年（令和 7 年）には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、さらには 2040 年（令和 22 年）には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎えます。

本市では、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日現在の高齢者人口は 18,314 人、高齢化率は 21. 8%となっており、国、県に比べ低い状況ではありますが、今後急激な高齢化が進むものと予測されています。

また、2040 年（令和 22 年）には、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、見守りや介護サービスのさらなる充実が必要になるとともに、サービスや支援を担う人材の不足が懸念され、高齢者自身も担い手となる時代が到来します。

こうした中、本市では、「守山いきいきプラン 2018（守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画）」に基づき、「みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち守山」を基本理念とし、保健・福祉サービスの充実や、介護保険制度の円滑な運営・実施を通じて、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

しかし、高齢化の進展により、高齢者虐待、認知症の方に対する人権問題、高齢者を狙った悪質な訪問販売や詐欺の被害等多くの事案が発生していることから、高齢者にかかるセーフティネットの強化を図る必要があります。

特に、高齢者虐待については、早期発見・早期対応のため、関係機関との連携強化が求められています。また、認知症については、認知症サポーター養成講座等の機会を通じ、認知症に関する正しい知識を持つ支援者を増やす等、地域全体で取り組む認知症対策を推進するとともに、早期発見、早期支援、家族等介護者への支援の充実が必要です。

市民意識調査では、「高齢者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、家族や福祉施設によるネグレクトや虐待を特に問題だと考える回答があったほか、特に 70 歳以上では、「邪魔者扱いをされ、意見や行動が尊重されない」という、高齢者が個人として尊重されない行為を問題だと考える回答も多く挙げられていました。

高齢者が住み慣れた地域で、介護や支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、高齢者の人権が大切にされ、個人の意思が十分に尊重される社会づくりに努めていく必要があります。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 高齢者に対する虐待等の防止の推進 ・虐待の未然防止および早期発見・早期支援に努め、事案が発生した時には関係機関と連携し、迅速に対応を行います。 ・高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めます。	地域包括 支援センター 長寿政策課
・高齢者が被害に遭いやすい悪質商法等の消費者被害について、広報等で周知・啓発を行い、被害防止に努めます。	市民協働課
○ 認知症の人等への支援 ・認知症の人や家族に対するケアと支援を充実するとともに、認知症に対する市民の理解を進め、地域における見守り等安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・認知症等により判断能力が十分でない人に対する財産・金銭面および身体・精神面に関する権利侵害についての相談事業を充実します。	地域包括 支援センター
○ 単身高齢者等への支援 ・単身高齢者や高齢者世帯等が、不安を感じることなく生活ができるよう、安否確認の体制づくり（地域見守りネットワーク）や生活支援等の一層の充実を図ります。	地域包括 支援センター 長寿政策課
○ ユニバーサルデザインの促進 ・ユニバーサルデザインの観点に立って、高齢者が支障なく外出し移動することができるよう、道路、交通機関、建物等の構造に引き続き配慮するとともに、デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の運行により、誰もが住みよいまちづくりを推進します。	健康福祉政策課 建築課 道路河川課 都市計画・交通政策課
○ 福祉・介護サービスの充実 ・自らの意思が尊重され、その人らしい自立した質の高い生活が送ることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの一層の充実を図ります。	介護保険課 長寿政策課 地域包括 支援センター
○ 社会参画の促進 ・高齢者が、長年培ってきた経験や知識を活用し、社会参画ができるよう、生きがいづくりを推進します。 ・活躍できる機会や交流・活動の場等、居場所づくりの推進と就業の場の確保等を通じ、高齢者自身が担い手となり活躍できる仕組みづくりに取り組みます。	長寿政策課

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

国においては、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる事例等の発生を踏まえ、2016年（平成28年）6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。また、2018年（平成30年）12月には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、新たな在留資格が創設され、今後さらに外国人の在住者が増加するものと考えられます。

2021年（令和3年）3月末現在、本市には1,129人の外国人が生活しています。これは、総人口の1%強ですが、近年は増加傾向にあります。外国人の市民が安心して暮らせるよう、日本語教室の実施、各言語による「生活ガイドブック」の配布、外国人向けホームページの掲載、外国人児童生徒への日本語指導や学習支援等を進めてきました。

しかし、お互いの文化や習慣の違いや、言葉の理解が不十分なため円滑な意思疎通が図れない等、日常生活に支障をきたす場合もあります。

市民意識調査では、「外国人に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、地域社会に受容されづらいことを特に問題だと考える回答が多くありました。

言葉や文化の壁を超えて、外国人の市民も地域の一員として安心した生活ができる「多文化共生社会」の構築に向け、関係機関やボランティアと連携・協力を図る中、居住や雇用実態の把握に努めるとともに、医療・福祉・労働・防災等生活に必要な情報の提供や支援等について、きめ細やかな取組を進める必要があります。

教育の分野では、日本語指導や生活支援を必要とする外国人の児童・生徒が増加しており、日本語指導員による支援体制の充実が求められています。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 外国人に対する差別の解消 ・外国人に対する偏見や差別意識の解消に向けた取組を推進するとともに、ヘイトスピーチ解消法等、外国人の人権に関する法律等の周知に努めます。	人権政策課
○ 外国語による情報提供、日本語指導の推進 ・外国人の市民が、地域の一員として安心した生活ができるよう、居住実態の把握に努めるとともに、外国語による生活情報の提供や、日本語指導の充実を図ります。	市民協働課

○ 外国人に対する就労支援 ・就労相談窓口を通じ、外国人の市民の就労実態の把握に努めるとともに、相談者により添った課題解決に向けた方策の検討を行います。	商工観光課
○ 多文化共生社会・国際理解の推進 ・多様な価値観を認め、支え合い、ともに地域づくりが行えるよう、姉妹都市への使節団および学生の派遣や多文化理解促進に向けた異文化交流サロン等を通じ、国際理解推進や国際意識の向上を図り、また多文化共生社会の構築に努めます。 ・国籍を問わず、汎用性が高いコミュニケーション手段である言語、「やさしい日本語^{※20}」を介したコミュニケーションの普及や交流を図り、相互理解の促進に努めます。	市民協働課
○ 外国人児童・生徒への教育 ・日本語指導員による支援体制の充実を図り、日本語の理解が十分でないために学力低下や学校生活に支障をきたすことがないよう、一人ひとりの習得状況に応じた日本語指導および生活適応指導を推進します。 ・母国の文化や言語に接する機会の確保に努めます。	学校教育課
○ 国際理解教育の推進 ・自分の国の伝統・文化を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度、コミュニケーション能力を身につける等、国際社会に貢献できる資質や能力の育成に努めます。	学校教育課

7 患者の人権

(1) 現状と課題

国内では、新型コロナウイルスをはじめとする感染症やハンセン病^{*21}等に関して、正しい知識と理解が十分普及していないために、患者や陽性者、その家族、医療従事者等に対する偏見が存在しています。

市民意識調査では、「エイズ患者・H I V^{*22}感染者に関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「差別的な言動を受ける」という直接的な人権侵害を特に問題だと考える回答が最も多く、次いで「就職や仕事の内容、労働条件等で不利な扱いを受ける」「病院での治療や入院を断られる」となっており、感染症に対する不安や恐れ等に起因する差別や偏見が問題視されています。

また、国内外で、新型コロナウイルスの感染拡大に関わる差別や人権侵害が相次いでいます。感染症については、「感染する」という特性のために、感染者を「加害者」として取り扱うような問題も生じています。ウイルスの感染よりも、差別や偏見が人々の間でより早く、より広範囲に拡大しているといっても過言ではありません。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律^{*23}」に基づき、患者やその家族、医療従事者等への差別や風評被害が発生しないよう、感染症に関する正しい知識の普及と理解に向けた教育・啓発に努める必要があります。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 患者等に対する差別の解消 ・新型コロナウイルス感染症やH I V感染症、ハンセン病、難病等のような病気を患っても、患者や陽性者、その家族、医療従事者等の人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されるよう、市民に対する教育・啓発に努めます。	人権政策課 地域総合センター
○ 感染症に関する正しい知識の普及・啓発 ・新型コロナウイルス感染症やH I V感染症、ハンセン病、難病等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	すこやか生活課

8 性的指向・性自認等

(1) 現状と課題

人間の性については、出生時に割り当てられた性（身体的な特徴から判定された性）、好きになる性の対象や有無（性的指向）、どのような性を自分らしいと感じるか（性自

認・性同一性) など、さまざまな性のありようが存在しています。多様な性のあり方を表す言葉として、現在、LGBT^{※24} (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー) が広く用いられていますが、男女のいずれにも属さないと感じる人や、性的指向を持たない人など、性のあり方は多様です。近年では、より包括的な表現として「SOGI^{※25} (Sexual Orientation & Gender Identity : 性的指向と性自認)」という言葉も用いられています。

性的指向や性自認が多数派と異なる人たちのことは、メディアをはじめ、さまざまな機会を通じて情報が広く発信されるようになりましたが、好奇の目で見る等、無理解や偏見があります。また、本人が意図しない暴露 (アウティング) 等も存在し、人権が守られていないケースがあります。

国においては、2004 年 (平成 16 年) 7 月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律^{※26}」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載の変更が可能となり、2008 年 (平成 20 年) 6 月には、要件の一つである「現に子がないこと」が「未成年の子がないこと」に緩和されました。また、性的指向・性自認等に関する理解・支援が世界的に広がりを見せる中、2014 年 (平成 26 年) 12 月にはオリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が追加され、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の基本計画にも、「多様性と調和」を基本コンセプトに「性的指向」が明記されています。

市民意識調査からは、「セクシュアル・マイノリティ^{※27}に関する問題」に関心を持つ人が 3 割以下であるという結果が出ており、今後は、性的指向・性自認等に関する正しい理解を深めるため、教育・啓発を推進するとともに、いかなる性的指向や性自認のあり方であっても差別しない社会をめざすことが求められています。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 啓発活動の推進 ・誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現のため、研修会・講演会の開催や啓発資料の配布等により、正しい理解と認識を深める啓発を推進します。	人権政策課 地域総合センター
○ 子どもに対する教育の充実 ・小・中学校等で、性的指向・性自認等に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	学校教育課

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及は、自由なコミュニケーションや膨大な量の情報利用を可能にする等、私たちの生活の利便性を高めました。

その一方で、インターネットによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み等、人権を侵害する行為が問題となっています。

さらに、スマートフォン等が、大人はもちろんのこと、子どもたちにも急速に普及し、SNSによるいじめや誘い出し等、子どもたちが加害者や被害者となるさまざまな人権問題も発生してきています。

市民意識調査では、「インターネットに関する事柄で、人権尊重の観点から問題があると思うのはどのようなことですか。」という設問で、「根拠のない悪口で、他人の名誉を傷つける表現を掲載する」行為を特に問題だと考える回答が最も多く、次いで「インターネットを利用したいじめ、個人情報の不正な取り扱い(横流しや流出等)」となり、インターネットの匿名性を悪用した人権を侵害する行為等が問題視されています。

このようなインターネットによる人権侵害をなくすためには、一人ひとりが差別的な書き込み等をしないことはもちろん、そうした行為が重大な人権侵害であることを再認識する必要があります。そのためには、インターネットを利用するうえでのルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解について、教育や啓発を推進していくことが必要です。

また、日頃より国や県等の関係機関と連携を図るとともに、インターネットによる人権侵害についての実情を把握し、人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう、職員・教職員等の資質向上に努めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

施策の方向	担当課
○ 関係機関との連携による対応 ・ インターネットによる人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して、大津地方法務局や公益財団法人滋賀県人権センター等と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。	人権政策課
○ 啓発・広報の推進 ・ 研修会・講演会の開催や、県等で実施される研修会への参加、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、インターネットによる誹謗中傷等の発生を未然に防ぐための取組を推進します。	人権政策課

○ 子どもに対する教育の充実 ・小・中学校等で、インターネットによる人権侵害に関する正しい理解と認識を深める教育を実施します。	学校教育課 こども政策課
○ 職員・教職員等の研修の充実 ・職員・教職員等が、インターネットによる人権侵害が発生した時に適切な相談や対応ができるよう研修を実施します。	人権政策課 地域総合センター 学校教育課

10 その他の人権

前述してきた9つの人権課題以外にも、社会情勢の変化に伴い、社会的に少数であったり、援助を必要としたりする人々に対する偏見や誤解から生じるさまざまな人権課題が存在しています。これらの人権課題についても、正しい理解と認識を深めるため、啓発や人権学習の推進に努めます。

○ 災害発生時の人権問題 2011年（平成23年）3月11日に東日本大震災が発生し、多くの人々が避難生活を強いられました。その避難生活の中でプライバシーが守られないことや、高齢者や障害者、女性、乳幼児等に対して十分に配慮が行き届かない等、多くの問題がみられました。また、福島第一原子力発電所の事故では、被災地からの避難者に対する差別や偏見も社会問題となりました。 近年、大型台風や豪雨による水害等自然災害が発生しており、災害時においても、人権尊重の視点に立った対応や配慮が必要です。
○ ホームレスの人権 仕事の減少や倒産・失業等、やむを得ない事情でホームレスとなり、自立の意思がありながら、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しています。 ホームレスに対する暴力事件や嫌がらせ等の人権侵害もたびたび発生しています。 私たち一人ひとりがホームレスのおかれているこうした状況を理解し、就労機会や住居の確保、生活相談等社会復帰に向けた支援を行うことが必要です。
○ 犯罪被害者とその家族の人権 犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや心ない中傷等により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等の二次的な被害に苦しめられています。 犯罪被害者とその家族が安心して暮らすためには、犯罪被害者とその家族の人権に配慮するとともに、周囲の人々による正しい理解が必要です。

○ 刑を終えて出所した人とその家族の人権

刑を終えて出所した人、保護観察中の人やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会等、周囲の人々の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人の家族は、家族というだけで誹謗中傷等の人権侵害を受けることがあります。このような被害を防ぐためには、市民一人ひとりの人権意識の向上が求められています。

○ 北朝鮮拉致被害者の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しました。これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。

日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

2002年（平成14年）10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得いく説明はありません。

北朝鮮当局による日本人拉致は決して許されない国家的人権侵害行為であり、我が国の国民的問題として、私たち一人ひとりが認識を深め、世論を高め、国際社会と協力していく必要があります。

○ アイヌ^{※28}の人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降いわゆる同化政策等により、今日ではその文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

そのような中、2019年（令和元年）5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行され、アイヌの人々を先住民族と認め、アイヌ施策の総合的な推進に関する事等が定められました。

しかし、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しており、正しい理解と知識を深める必要があります。

第5章 計画の総合的な推進

1 推進体制

庁内組織については、「守山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、さまざまな人権施策を推進する必要があることから、「守山市人権尊重のまちづくり推進本部」のもとに、総合的かつ効果的な取組を進めます。

さらに、市民組織については、関係機関・団体の代表者、有識者等で構成する「守山市人権尊重のまちづくり推進協議会」や市民主導の「守山市まちづくり人権教育推進協議会」の組織を生かし、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の学習や啓発活動等に取り組みます。

2 関係機関・団体との連携

この計画の推進にあたって、国、県等の関係機関、自治会、市民団体、企業等との連携を強化し、効率的・効果的な人権施策の実施に取り組みます。

3 計画の進行管理

この計画の実施状況を年度ごとに点検・評価し、必要に応じて、市民意識調査等の実態調査を行い、次年度以降の施策や事業の展開に反映します。

「守山市人権尊重のまちづくり推進本部」および「守山市人権尊重のまちづくり推進協議会」において、各事業の進捗状況の確認を行い、適切な人権施策の実施に取り組みます。

■計画推進の目標値一覧

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)	データの出典
差別を許さない意識	78.3%	85.0%	90.0%	市民意識調査
人権研修会に参加したことがある人の割合	43.7%	50.0%	55.0%	市民意識調査
同和問題の解決に向け「私にできることからやっていきたい」と答えた人の割合	24.3%	30.0%	35.0%	市民意識調査
人権侵害を受けた時にどこかに相談した人の割合	34.3%	40.0%	45.0%	市民意識調査

用語の解説

※ 1 性的指向・性自認（1 P）

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。女性の同性愛者をレズビアン、男性の同性愛者をゲイ、両性愛者をバイセクシャルという。また、性自認とは、性別に関する自己意識のことで、自分の性をどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「心の性」とも呼ばれる。また、心と身体の性が一致しないために違和感を感じる人もおられる（トランスジェンダー）。

※ 2 ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」をいい、種類はさまざまであるが、他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷付けたり不利益や脅威を与えたりすること。

※ 3 人権教育のための世界計画（2 P）

「人権教育のための国連 10 年行動計画」の終了に伴い、その残された課題を約 3 年毎に定め、集中的に解決に向けた教育・啓発を実施する計画。

※ 4 S D G s（持続可能な開発）の目標 4.7

S D G s とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。その目標 4.7 とは、4 のゴール「教育」のうち、7 つ目のターゲット「2030 年までに、持続可能な開発のための教育等を通じ、全ての者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識および技能を習得できるようにする」目標のこと。

※ 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者にお

ける障害を理由とする差別を解消するための措置等について定められた法律＜2016（平成 28 年）4 月施行＞。

※ 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

本邦出身者に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するため、基本理念および国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が実施する基本的施策について規定した法律＜2016（平成 28 年）6 月施行＞。

※ 7 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

部落差別の解消に関し基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現を目的とした法律＜2016（平成 28 年）12 月施行＞。

※ 8 人権擁護委員（P 9）

市町村の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間人。人権擁護委員は、人権擁護について理解のあるさまざまな分野から選ばれた方（守山市で 11 名）が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動等を行っている。

※ 9 人権擁護推進員

人権擁護委員の活動に協力する制度として、各市町に人権擁護推進員（守山市で 14 名）が置かれ、地域における人権擁護活動の強化・推進を行っている。

※ 10 えせ同和行為（11 P）

何らかの利益を得るため、同和問題を口実にして「ゆすり」「たかり」といった不当な利益や義務のないことを求める行為。

※ 11 事前登録型本人通知制度（13 P）

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前登録された人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度。住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止および防止を目的とする。

※12 セクシュアル・ハラスメント（14P）

相手の意に反した性的な性質の言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示等さまざまな態様のものが含まれる。

※13 ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭内で発生するすべての暴力を指す言葉であるが、主に夫婦や恋人等の親密な間柄にある男女間における、身体的、精神的、性的な暴力などのこと。物理的な暴力だけでなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることも含む。

※14 SNS（15P）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

※15 ネグレクト

幼児・高齢者・障害者などの社会的弱者に対する保護・養育義務を果たさずに放棄、放任すること。特に日本では、児童虐待の一種（養育放棄、育児怠慢、監護放棄）を指す意味で用いられることが多い。高齢者の介護放棄なども該当する。

※16 パラスポーツ（17P）

広く障害者スポーツを表す言葉。ゴールボール、ボッチャ、ブラインドサッカー、車いすテニスなどがある。

※17 ノーマライゼーション

住み慣れた地域社会において、障害者も健常者も一緒に助け合いながら生活していくことが正常なことであるという考え方。

※18 成年後見制度

認知症や精神上の障害等により判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結等、法的行為を行う事が困難な人に、代理人を選任し保護する制度。

※19 ユニバーサルデザイン（18P）

年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

※20 やさしい日本語（22 P）

難しい言葉を言い換えて簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字やカタカナにふりがなを振るなど、日本語に不慣れな外国人に伝わりやすく配慮した日本語のこと。

※21 ハンセン病（23 P）

抗酸菌の一種であるらい菌の皮膚内寄生および抹消神経細胞内寄生によって引き起こされる感染症のこと。治療方法が確立した現在では、確実に治療できるようになっている。

※22 H I V

ヒト免疫不全ウィルスのこと。Human(ヒト) Immunodeficiency(免疫不全) Virus(ウイルス)の略。ヒトの体をさまざまな細菌やウィルスなどの病原体から守るために重要な役目を持つ免疫機能を破綻させるウィルス。

※23 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況をふまえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質で適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するため制定された法律。

※24 L G B T（24 P）

レズビアン(Lesbian：女性同性愛者)、ゲイ(Gay：男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual：両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender：性同一性障害者をはじめ、伝統的な性別概念の枠に収まらない人々)の英語の頭文字をまとめた言葉。性的少数者の総称の一つ。近年では「Questioning：自分の性のあり方を明確に決められない人」を加えた「L G B T Q」という表現もよく用いられている。

※25 S O G I（Sexual Orientation & Gender Identity）

性的指向(Sexual Orientation：性愛の対象がどの性別に向かうか)と性自認(Gender Identity)の英語のアルファベットの頭文字をとった略称。L G B Tのみならず、すべての人に当てはまる概念。なお、性的指向と性自認は無関係である。

※26 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者が、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申立てることを可能とした法律＜2004 年（平成 28 年施行）＞。

※27 セクシュアル・マイノリティ

「性」のあり方が何らかの理由で多数派と異なる人のこと。同性愛者（レズビアン、ゲイ）や両性愛者（バイセクシャル）、さらには身体的性と性自認が不一致で持続的な違和感・不快感を持つ人（トランスジェンダー）などが含まれる。日本語訳は性的少数者。

※28 アイヌ（27P）

北海道を中心に日本列島北部に先住していた少数民族。アイヌとは「人間」を意味する言葉。明治期以降の同化政策により、人口が減少し、独自の言語や文化を継承する機会を奪われてきた。

守山市民憲章

(昭和 55 年 8 月 1 日 告示第 43 号)

わたくしたちは、「のどかな田園都市」守山の市民であることを誇りとし、この恵まれた環境のもとに、おのおのが力をあわせて、すべての人びとの幸せをねがい、生きがいのあるまちづくりのために、ここに、この憲章を定めます。

- 1 美しい水と緑のあふれる 秩序のあるまちをつくりましょう。
- 1 伝統に学び 文化の香りたかいまちをつくりましょう。
- 1 人権をおもんじ 信頼しあえるまちをつくりましょう。
- 1 働く喜びを大切にし 産業の栄えるまちをつくりましょう。
- 1 若い力をいかし 活気と希望にみちたまちをつくりましょう。

守山市人権尊重都市宣言

(平成 7 年 9 月 26 日 告示第 74 号)

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。
--

わたくしたち守山市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえない人生をより幸せにすごせる社会の実現を願っています。

わたくしたちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本理念にもとづき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、愛と信頼に結ばれた明るく住みよい社会を築くため、ここに守山市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

守山市人権尊重のまちづくり条例

(平成 8 年 7 月 15 日 条例第 28 号)

守山市は、基本的人権の尊重および法の下での平等を定めた日本国憲法ならびに世界人権宣言の理念に基づき、人権尊重都市宣言をした。

守山市民憲章および守山市人権尊重都市宣言の精神を踏まえ、市と市民（滞在者を含む。以下同じ。）が協調して人権意識の高揚と人権の擁護に努め、部落差別、女性差別、障害者差別および外国人差別等のない、明るく住みよい社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が日常生活のなかで人権を相互に認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚および人権擁護に関する必要な施策の総合的な推進に努めるものとする。

(市民の義務)

第 3 条 市民は、基本的人権を相互に尊重し、自ら差別および差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

2 市民は、前条の規定に基づき市が実施する施策に対し協力するものとする。

(啓発活動の充実)

第 4 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、地域、学校、企業等と連携し、啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市は、施策を効果的に推進するため、必要に応じ調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、施策を効果的に推進するため、国・県との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、交付の日から施行する。

○守山市人権尊重のまちづくり推進協議会設置要綱

(平成19年4月1日 告示第109号)

(設置)

第1条 守山市におけるすべての人権問題について、関係行政機関および諸団体との緊密な連携のもとに、全市民が正しく理解し、かつ、深く認識し、人権尊重のまちづくりを推進するため、守山市人権尊重のまちづくり条例施行規則(平成9年規則第10号)第4条の規定に基づき、守山市人権尊重のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、協議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 人権意識の高揚と人権擁護に係る実施計画および推進に関すること。
- (2) 人権意識の高揚と人権擁護に係る課題等の調査に関すること。
- (3) その他人権尊重のまちづくり推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。ただし、市長が必要と認めた場合は、増員することができる。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開く事ができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、その所掌事務を分掌させるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会から付議された事項を所掌する。
- 3 専門部会所属の委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会に部会長および副部会長を置く。
- 5 部会長および副部会長は、専門部会に所属する委員の互選によって定める。
- 6 部会長は、専門部会の事務を総理し、専門部会の経過および結果を協議会に報告する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の定めるところにより報酬を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはそれに準ずる者に対しては、報酬は支払わない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総合政策部人権政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成24年9月24日から施行する。

付 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に委嘱されている委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までとする。

守山市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長
☆専門部会委員
(敬称略)

氏 名	摘 要
◎☆今 井 知 春	元小学校長、滋賀文教短期大学非常勤講師
○☆太 田 幸 子	元小学校長
☆樽 井 康 彦	龍谷大学社会学部准教授
芝 政 行	守山市身体障害者連合会代表（令和２年８月１日から）
澤 田 宏 子	守山市国際交流協会代表
田 中 ひろ子	守山商工会議所代表
石 田 建 藏	守山市老人クラブ連合会代表
☆田 中 滋 規	守山市校長会代表
大 谷 加代子	守山市民生委員児童委員協議会代表
杉 田 英 子	守山市人権擁護委員代表
石 原 和 成	守山市自治連合会代表
高 野 京 子	公募委員
村 原 千恵子	公募委員
☆美濃部 薫	その他市長が必要と認めた者
石 原 愛 子	守山市身体障害者連合会代表（令和２年７月３１日まで）

人権問題に関する年表

年	国 連	国 の 動 き	滋 賀 県 の 動 き	守 山 市 の 動 き
昭和 22 (1947)		＊「日本国憲法」施行 ＊「教育基本法」公布・施行 ＊「労働基準法」公布・施行		
昭和 23 (1948)	＊「世界人権宣言」採択	＊「児童福祉法」施行 ＊「優生保護法」公布・施行		
昭和 24 (1949)		＊「人権擁護委員法」施行		
昭和 26 (1951)		＊オール・ロマンス事件 ＊「児童憲章」制定		
昭和 34 (1959)	＊「児童の権利に関する 宣言」採択			
昭和 36 (1961)	＊「無国籍の削減に関する 条約」採択	＊「同和対策審議会」設置 ＊「児童扶養手当法」公布・一部施行		
昭和 40 (1965)	＊「あらゆる形態の人種 差別の撤廃に関する 国際条約」採択	＊「同和対策審議会」答申 ＊「母子保健法」公布・施行		
昭和 44 (1969)		＊「同和対策事業特別措置法」公布・施行		
昭和 46 (1971)			＊「同和対策審議会」答申 ＊「滋賀県同和対策長期計画」策定	
昭和 49 (1974)				＊「守山市同和対策総合計画」策定 ＊「同和対策室」設置
昭和 50 (1975)	＊「障害者の権利に関する 宣言」採択 ＊「国連婦人の10年」 宣言	＊国際婦人年 ＊部落地名総監事件	＊「滋賀県解放県民センター」 設立 (改称：滋賀県人権センター)	
昭和 54 (1979)	＊「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃 に関する条約」採択	＊「国際人権条約」批准 ＊国際児童年		
昭和 56 (1981)		＊国際障害者年		
昭和 57 (1982)		＊「地域改善対策特別措置法」公布・施行	＊「滋賀県同和対策総合推進計画」策定	
昭和 60 (1985)		＊「女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約」批准		
昭和 61 (1986)		＊「男女雇用機会均等法」施行		
昭和 62 (1987)		＊「地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律」施行 ＊「西暦2000年に向けての新国内 行動計画」策定	＊「滋賀県同和対策新総合推進 計画」策定	
昭和 63 (1988)				＊「のどかな田園都市守山 平和 都市宣言」制定
平成 元 (1989)	＊「児童の権利に関する 条約」採択			

年	国 連	国 の 動 き	滋 賀 県 の 動 き	守 山 市 の 動 き
平成 2 (1990)			*「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」に策定	
平成 4 (1992)			*「滋賀県同和对策新総合推進計画（改訂版）」策定	
平成 5 (1993)	*世界人権会議（ウィーン）	*「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へ改正・施行	*「障害者対策新長期構想」策定 *「淡海障害者プラン」策定	*「守山市老人保健福祉福祉計画」策定
平成 6 (1994)	*「人権教育のための国連 10 年行動計画」採択	*「児童の権利に関する条約」批准	*「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第 1 次改定）」策定・改称	*「調和と均衡のとれた男女共同参画型社会の実現をめざす守山市計画」策定（3 月）
平成 7 (1995)	*「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	*「高齢社会対策基本法」制定 *「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 年戦略～」制定	*「湖国農山漁村女性プラン」策定	*「守山市人権尊重都市宣言」制定
平成 8 (1996)		*「人権擁護施策推進法」制定 *「男女共同参画 2000 年プラン」策定		*「守山市人権尊重のまちづくり条例」制定 *「守山市障害者福祉計画」策定
平成 9 (1997)		*「人権教育のための 10 年国内行動計画」策定		*「守山市同和对策総合計画（改訂版）」策定
平成 10 (1998)	*「国際刑事裁判所に関するローマ規程」採択		*「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」策定 *「青少年育成長期構想」 *「滋賀県男女共同参画推進計画 パートナーしが 2010 プラン」策定	
平成 11 (1999)	*「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約の選択議定書」採択	*「男女共同参画社会基本法」公布・一部施行 *「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 *「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 *国際高齢者年		*「守山市子育て支援計画 守山っ子はほえみプラン」策定 *「人権教育のための 10 年守山市行動計画」策定 「守山市高齢者保健福祉計画・守山市介護保険事業計画 守山すこやかプラン 2000」策定
平成 12 (2000)	*「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	*「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布・施行 *「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行 *「ストーカー行為の規制等に関する法律」公布・施行 *「男女共同参画基本計画」策定		*「人権政策課」「人権教育課」設置
平成 13 (2001)		*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	*「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」制定 *「滋賀県人権施策推進本部」設置 *「滋賀県男女共同参画推進条例」制定	*「第 2 次守山市男女共同参画計画」とともに輝く守山プラン 2010」策定（3 月） *「第 4 次守山市総合計画 もりやまレインボープラン 2010」策定
平成 14 (2002)	*「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書」採択	*「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 *「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定） *「身体障害者補助犬法」施行 *「障害者基本計画」策定	*「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画（改訂版）」策定	*「守山市交通バリアフリー基本構想」策定
平成 15 (2003)	*国際刑事裁判所 発足	*「個人情報保護に関する法律」施行 *「拉致被害者支援法」施行 *「少子化社会対策基本法」施行 *「次世代育成支援対策推進法」公布	*「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（改訂版）～」策定 *「人権教育推進プラン」策定 *「滋賀県人権施策基本方針」策定	*「もりやま障害者プラン 2004」策定 *「守山市情報化（IT 推進）計画」策定 *「個人情報保護制度」実施

年	国 連	日 本 の 動 き	滋 賀 県 の 動 き	守 山 市 の 動 き
平成 16 (2004)	*「人権教育のための 国連10年フォローア ップ決議」	*「外国人登録法」改正 *「性同一性障害者の性別の 取り扱いの特例に関する法 律」施行	*「人権意識高揚のための教育・啓発 基本計画」策定	*「守山市次世代育成支援対策地 域行動計画」策定 *「ユニバーサルデザインのまち づくり実践マニュアル」作成
平成 17 (2005)	*「人権教育のための 世界計画」の「第1段 階行動計画」開始 *「持続可能な開発の ための教育の10年」 採択	*「犯罪被害者等基本法」施 行 *「発達障害者支援法」施行 *「人身取引議定書」締結 *「次世代育成支援対策推進 法」施行 *「男女共同参画基本計画(第 2次)」策定 *「心神喪失等の状態で重大 な他害行為を行った者の医 療及び観察等に関する法 律」施行	*「外国人児童生徒に関する指導指針」 策定 *「次世代育成支援行動計画」策定	*「守山市就労支援計画」策定
平成 18 (2006)	*「人権理事会」設立 決議を採択 *「障害者の権利に関 する条約」及び「選択 議定書」採択 *「強制失踪からのす べての者の保護に関 する国際条約」採択	*「教育基本法」全部改正 *「障害者自立支援法」施行 *「就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律」施 行 *「自殺対策基本法」施行 *「高齢者虐待防止法」施行	*「滋賀県ひとり親家庭等自立促進支 援計画」策定 *「レイカディア滋賀プラン」策定	*「第1期守山市地域福祉計画」 策定
平成 19 (2007)	*「先住民族の権利に 関する国連宣言」採択	*「仕事と生活の調和（ワ ーク・ライフ・バランス） 憲章」及び「仕事と生活 の調和推進のための行動 指針」策定	*「滋賀県配偶者からの暴力の防止お よび被害者の保護に関する基本計 画」策定 *「障害者福祉しがプラン」策定 *「滋賀県児童虐待防止計画」策定	*組織改革により政策調整部人 権政策課で男女共同参画担当 （4月） *守山市職員の意識と実態調査 実施（2月）
平成 20 (2008)	*「経済的、社会的及 び文化的権利に関す る国際規約の選択議 定書」採択	*「ハンセン病問題の解決の 促進に関する法律」施行 *「アイヌ民族を先住民族と することを求める決議」採 択		*「第2次守山市男女共同参画計 画」改定（3月）
平成 21 (2009)		*「裁判員法」施行		
平成 22 (2010)	*「人権教育のための 世界計画」の「第2段 階行動計画」開始 *「ハンセン病差別撤 廃決議」採択 *「経済的、社会的及 び文化的権利に関す る国際規約の選択決 議書」	*「仕事と生活の調和（ワ ーク・ライフ・バランス） 憲章」及び「仕事と生活 の調和推進のための行動 指針」策改定 *「男女共同参画基本計画(第 3次)」策定		*「すこやかまちづくり行動プラ ン」策定
平成 23 (2011)	*「ジェンダー平等と 女性のエンパワーメ ントのための国連機 関（UN Women）」活動 開始 *「児童に関する権利 条約の通報手続きに 関する選択議定書」採 択 *「人権教育および研 修に関する宣言」採択		*「滋賀県人権施策推進計画」策定	*「第3次守山市人権尊重のまち づくり総合推進計画」策定 （3月） *「第3次守山市男女共同参画計 画」策定（3月） *「第2期守山市地域福祉計画」 策定
平成 24 (2012)		*「子ども・子育て支援法」 等子ども・子育て関連3法 公布	*「人権教育推進プラン（改訂版）」策 定	
平成 25 (2013)		*「いじめ防止対策推進法」 公布・施行		*「第2次健康もりやま21」策 定

	国 連	日 本 の 動 き	滋 賀 県 の 動 き	守 山 市 の 動 き
平成 26 (2014)	*第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	*「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 *「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 *「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行		*「守山市いじめ防止基本方針」策定(9月)
平成 27 (2015)	*「人権教育のための世界計画」の「第3段階行動計画」開始 *持続可能な開発のための2030アジェンダ	*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立 *「男女共同参画基本計画(第4次)」策定		*「守山市男女共同参画推進条例」制定(3月) *「守山市いじめ防止推進条例」制定(4月) *「第1期守山市教育行政大綱」策定 *「守山市子ども・子育て応援プラン2015」策定 *「守山いきいきプラン2015」策定 *「もりやま障害福祉プラン2015」策定
平成 28 (2016)		*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 *「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 *「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行 *「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	*「滋賀県人権施策推進計画」改定 *「滋賀県男女共同参画計画」改定	*「第3次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」改定 *「第3次守山市男女共同参画計画」改定 *「第3期守山市地域福祉計画」策定 *「すこやかまちづくり行動戦略」策定
平成 29 (2017)		*「教育機会確保法」施行		
平成 30 (2018)		*「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行		*「守山いきいきプラン2018」策定 *「もりやま障害福祉プラン2018」策定
平成 31 令和 元 (2019)	*「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」採択	*「改正出入国管理法」施行(新たな在留資格の創設) *「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	*「滋賀県障害差別のない共生社会づくり条例」全部施行	*「第2期守山市教育行政大綱」策定
令和 2 (2020)	*「人権教育のための世界計画」の「第4段階行動計画」開始	*「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行		*「子ども・子育て応援プラン2020」策定
令和 3 (2021)				*「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」策定(3月) *「第4次守山市男女共同参画計画」策定(3月) *「守山いきいきプラン2021」策定 *「もりやま障害福祉プラン2021」策定

第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画

“人権をおもんじ 信頼しあえるまち”

令和3年(2021年)3月

発行：守山市総合政策部人権政策課

〒524-8585 守山市吉身2丁目5番22号

TEL 077-583-2525(代表)

TEL 077-582-1116(直通)

Email: jinkenseisaku@city.moriyama.lg.jp



守山市人権尊重都市宣言
シンボルマーク